

少子化社会対策会議（第12回） 子ども・子育て新システム検討会議（第4回） 合同会議	参考1
平成24年3月2日	

少子化社会対策基本法（平成15年7月30日法律第133号）（抄）

第3章 少子化社会対策会議

（設置及び所掌事務）

第18条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第7条の大綱の案を作成すること。
- 二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前2号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

（組織等）

第19条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。